

平成28年度

七里御浜国有林森林整備事業(保護)

閲覧図書

- 1 森林整備事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式
- 4 紀勢国道事務所様式等

三重森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）



- 1 事業名 七里御浜国有林森林整備事業（保護）
- 2 事業場所 別紙図面のとおり
- 3 事業量 別紙「事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日 から
平成29年3月15日 まで
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	部分払	回以内	第34条
×	前金払	分の 以内	第36条第1項
×	中間前金払		第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第39条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 松くい虫被害木処理のため以外での伐倒木の持ち出しを禁止する。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月16日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者	住所	三重県亀山市本町一丁目7-13	
	氏名	分任支出負担行為担当官 三重森林管理署長 春原 武志	印

請負者	住所		
	氏名		印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	数量	産業廃棄物 処理数量(t)	摘要	
特別伐倒駆除 (松くい虫 被害木処理)	契約締結日の翌日 ~ 平成29年3月15日	七里御浜	877い	1	12 本	0.62	材積は 幹材積と 枝条材積 を含む
				0.62 m3			
			877ろ	2	7 本	0.30	
					0.30 m3		
			878い	3	92 本	5.37	
					5.37 m3		
			879い3	4	27 本	1.71	
					1.71 m3		
			879は	5	15 本	0.97	
					0.97 m3		
			880い	6	7 本	0.48	
0.48 m3							
881い	7	28 本	1.80				
		1.80 m3					
881ろ	8	4 本	0.25				
		0.25 m3					
882い4	9	57 本	2.14				
		2.14 m3					
883い1	10	25 本	1.34				
		1.34 m3					
883い2	11	21 本	0.69				
		0.69 m3					
計				295 本	15.67		
				15.67 m3			

※産業廃棄物処理数量欄の数量は、材積(幹材積+枝条材積)に係数を乗じて算出した数値である。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、立木をテープ等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（請負事業事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

松くい虫特別伐倒駆除仕様書（薬剤不使用）

- 1 被害木の標示を十分確認すること。
- 2 伐倒に当たっては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 伐採した被害木は、玉切り・集積等を行った後、すべて破砕または焼却すること。
- 4 請負者は、被害木を破砕または焼却するときは、移動に先立って森林管理署長に報告（別記様式1）し、移動証明書（別記様式2）の交付を受け、移動時にこれを携行すること。
また、被害木を破砕・焼却場等で処理したときは、その証明書（マニフェスト等）を徴し、別紙様式の作業記録報告書に添付すること。
ただし、処理数量は材積に係数を乗じて算出したものであるため、被害木の産業廃棄物処理数量に著しい変更が生じた場合においては、これに連動する産業廃棄物処理費は、監督職員と協議のうえ設計変更することができる。
- 5 請負者は、事業日報に、処理数量（本数及び材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。

特記仕様書

(作業にあたっての事前準備等)

- 1 作業の実施において、国道の通行規制が必要となるため、作業着手前に国土交通省・警察署・消防署・市町村・自治会に説明すること。(※自治会に対しては施工計画書を提出するなどし、文書にて地域住民へ周知すること)。また、道路管理者等に対し、以下(1)、(2)に示す手続きを行うこと。なお、手続きに必要な具体的な資料については、道路管理者等へ問い合わせること。
 - (1) 国道42号線の通行規制について事前に請負者は
 - ① 紀宝警察署へ「道路使用許可申請書」を通行規制予定日の約1ヶ月前までに提出(申請手数料2,300円必要)
 - ② 国土交通省紀勢国道事務所熊野維持出張所へ「作業届」を通行規制予定日の約1ヶ月前までに提出し、それぞれ許可を得ること。またこれら申請書及び許可書の写しを監督職員に提出すること。
 - ③リアルタイム路上工事に伴うID登録を行い、作業開始の前週の火曜日までにリアルタイム路上工事規制情報システムを入力すること。(国土交通省紀勢国道事務所熊野維持出張所にて確認すること。)
- 2 隣接する国道において、工事が実施されることがあるため、工事規制が重複しないようにすること。なお、3月は国道の通行規制ができない期間となっているため、通行規制が必要な作業は2月中に完了させること。
- 3 バス停付近で作業を行う場合、バス停の移動等を含め、バス会社の指示に従うこと。バス会社には、作業開始の一週間程度前に施工計画書を提出し説明すること。バス停で作業を行う場合は、バスのタイヤの合間に作業を行うこと。どうしても長時間バス停を封鎖しなければならない場合は、一時的に通行止めを行い交通誘導員を配置して、バス乗降客の安全を確保するなど、バス会社の指示に従うこと。
- 4 看板の設置位置は、車道外および歩道外とし、民有地に設置する場合は、請負者において看板設置の承諾を受けること。看板設置の際は、道路付属物に防護、被覆番線等をして損傷を防ぐこと。
- 5 国道においては、作業開始時、作業終了時には紀勢国道事務所熊野維持出張所に連絡をすること。

(伐採処理の要領)

- 6 道沿いの伐採の際には、原則として高所作業車を用いて、伐採処理を行うこととする。
- 7 道沿いの伐採の際には、周囲への危険性を配慮し、上部から複数回に分けて玉切りを行うこと。また、伐倒方向に注意し、かかり木にならないように完全に伐採すること。
- 8 残存木の保護に万全を期すること。

(その他)

- 9 その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

交通誘導員等特記仕様書

(交通誘導員の計上数量)

- 1 松くい虫特別伐倒駆除作業に際しては、※交通誘導員A 3人、交通誘導員B 9人、合計12人を計上している。

上記に記載している交通誘導員の数量は、概数として取り扱わないこと。(適正な安全費を積算し、施工条件明示を行うために算定したものである。)

ただし、施工数量に著しい変更が生じた場合において、これと連動する交通誘導員の計上日数に変更となるときは、監督職員と協議の上、設計変更することができる。

(作業中の安全対策等)

造林事業請負標準仕様書第5条に基づき、安全確保を行うこと。

- 2 松くい虫特別伐倒駆除

①一般の入林者が保安林管理道等林内を通行することがあるので、トラック積込作業の際は交通誘導員を配置し、入林者の安全確保を行うこと。

②伐倒作業の際には、周囲に入林者がいないことを確認して行うこと。

③国道を片側交互通行とする場合は、「紀勢国道事務所 熊野維持出張所統一交通管理図【片側交互通行】標準図」及び「交通処理計画(片側交互通行)歩行施工時」に従い交通規制を行い、国道等の通行の安全確保を行うこと。

規制時間は、開始8:30(準備を含む)、終了16:00(撤収完了)の時間内を厳守すること。

また、滞留長・規制帯内・歩道誘導箇所・(必要に応じて、バス停)においても交通誘導員を必ず配置すること。

④通行規制時には、交通規制の表示を行うほか、通行の安全確保を行うこと。なお、国道の交通誘導員については、交通規制区間ごとに有資格者(公安委員会の検定資格:交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員)を1人以上配置しなければならない。

⑤伐採した枝条等で通行車輛に損傷を与えないように高所作業車の作業荷台に落下防止フェンスを立てること。フェンスの高さは、2m以上とし設置場所は通行帯側とする。

(別図「高所作業車作業台安全対策」参照)

⑥伐採木を切り落としたり、引き込んだりする際、通行車輛に影響を与える可能性がある場合は、車輛を通行させず作業を行うこと。

⑦クレーン等を使用する場合、アウトリガーの張り出しは、センターラインをはみ出さないようにすること。また、旋回が必要な場合は、交通誘導員を配置し、安全を確保するとともに、ブームがセンターラインを超えないようにすること。

(提出書類)

- 3 請負者は交通誘導員を配置した場合、完了届と併せて交通誘導員勤務実施表(別紙様式2)及び検定合格警備員証明書(別紙様式2-1)を提出しなければならない。

※交通誘導員A:公安委員会の検定資格(交通誘導警備業務に係る1級又は2級)の検定合格警備員

交通誘導員B:交通誘導員A以外の交通誘導員

請負事業事故報告書

平成 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

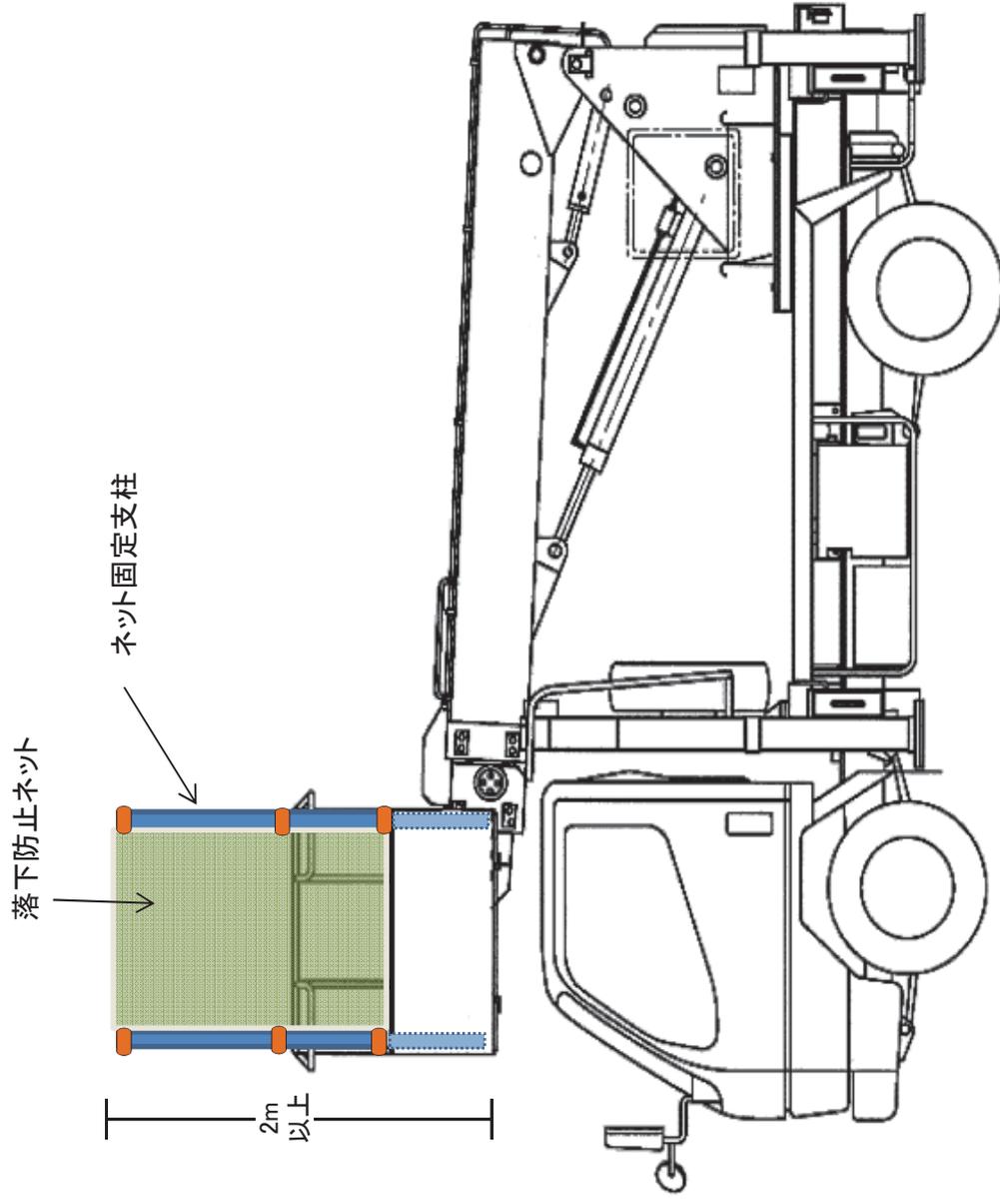
事業名							事業場所					
発生日時	平成 年 月 日(曜日) 時 分						天候					
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。											
被害状況	人的被害・物的被害を記載											
被災者	氏名				生年月日	年 月 日(歳)		性別	男・女		職 種	
	連絡先							経験年数				
	傷病名			傷病部位				休業見込期間・死亡日時				
今後の対策												
所見・状況												

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

高所作業車作業台 安全対策

(別図)

- ・安全対策として、作業台の車道側に落下防止ネットを設ける。



番号 NO. 1

松くい虫による被害木の移動証明書

住 所

氏 名

上記の者は、下記の内容につき伐倒した被害木を駆除処置
特別伐倒駆除作業実施のため、移動する者であることを証明する。

平成 年 月 日

三重森林管理署長 春原 武志

印

[駆除処置実施内容]

- 1 移動対象被害木の所在地 三重県熊野市外 七里御浜国有林
- 2 移動対象被害木の移動先
- 3 移 動 経 路
- 4 移動予定期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 5 移動予定数量 材積 m³ (t)
- 6 移 動 方 法

別紙様式2

交通誘導員勤務実施表

報告者

事業名 七里御浜国有林森林整備事業(保護)

事業期間 平成28年 月 日から平成29年3月15日
(国道の通行規制は平成29年2月28日まで)

交通誘導員実施表

作業種	月 日	勤務時間	配置人員		備 考
			A	B	
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			
特別伐倒駆除		: ~ :			

注) 1 実施状況写真を添付すること。

2 検定合格警備員を配置した場合は氏名を備考欄に記入すること。

平成 年 月 日

検定合格警備員証明書

検定合格者氏名	会社名	1・2級の別	合格証明書番号	配置予定日

本事業における配置警備員の資格要件を確認したので報告します。

現場代理人 _____ 印

※請負業者は本証明書に検定合格書の写し等の資格要件を確認できる資料を添付し監督職員に提出すること。

別紙様式1 (監督職員経由)

平成 年 月 日

分任支出席担当官

三重森林管理署長 春原 武志 殿

報告者 住所
氏名

印

作業記録報告書

平成 年 月 日に締結した契約に基づき、駆除作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容 (特別伐倒駆除)
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘 要
被害木の伐倒 (枝払い及び玉切を含む)						
搬出						
伐倒木、枝条等の破砕						
伐倒木、枝条等の焼却						

(注) 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合のみ記入する。
 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 4 摘要欄には、監督職員が一部又は全部立会いたした年月日等、参考事項を記入する。

位置図

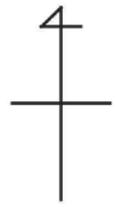
1/20,000



凡例	
特別伐倒駆除	

位置図

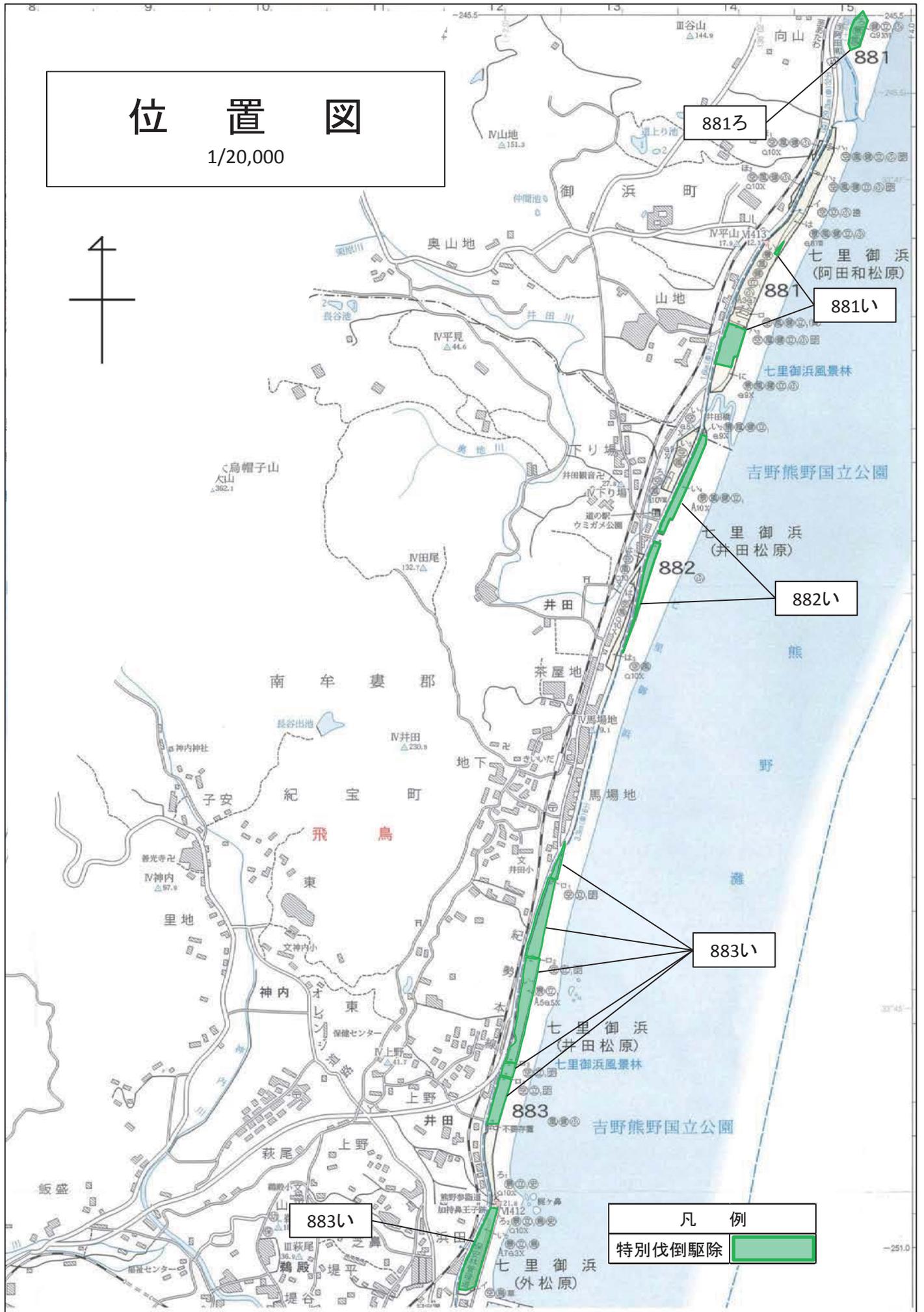
1/20,000



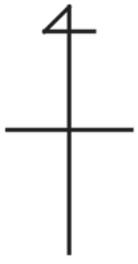
凡 例	
特別伐倒駆除	

位置図

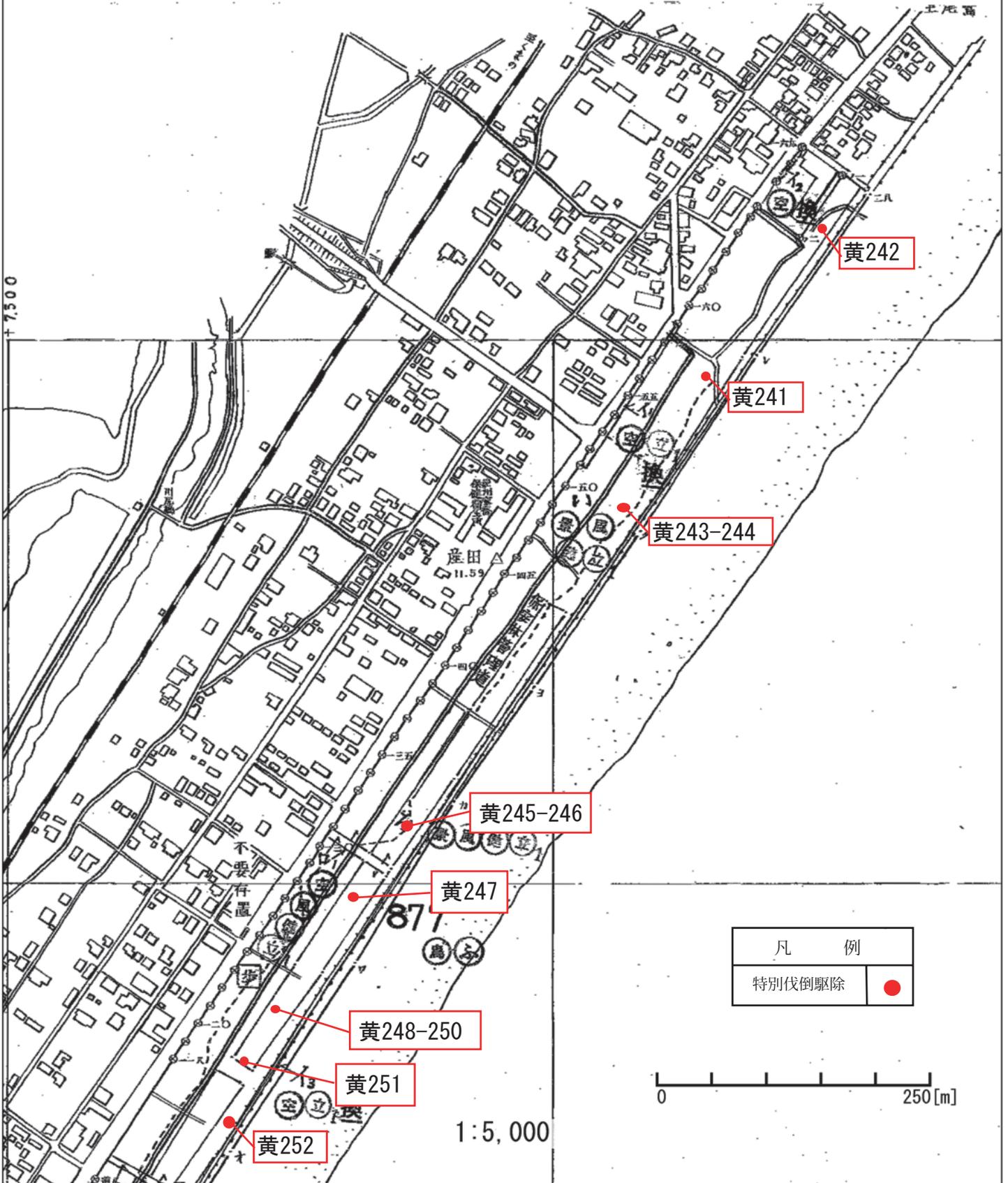
1/20,000



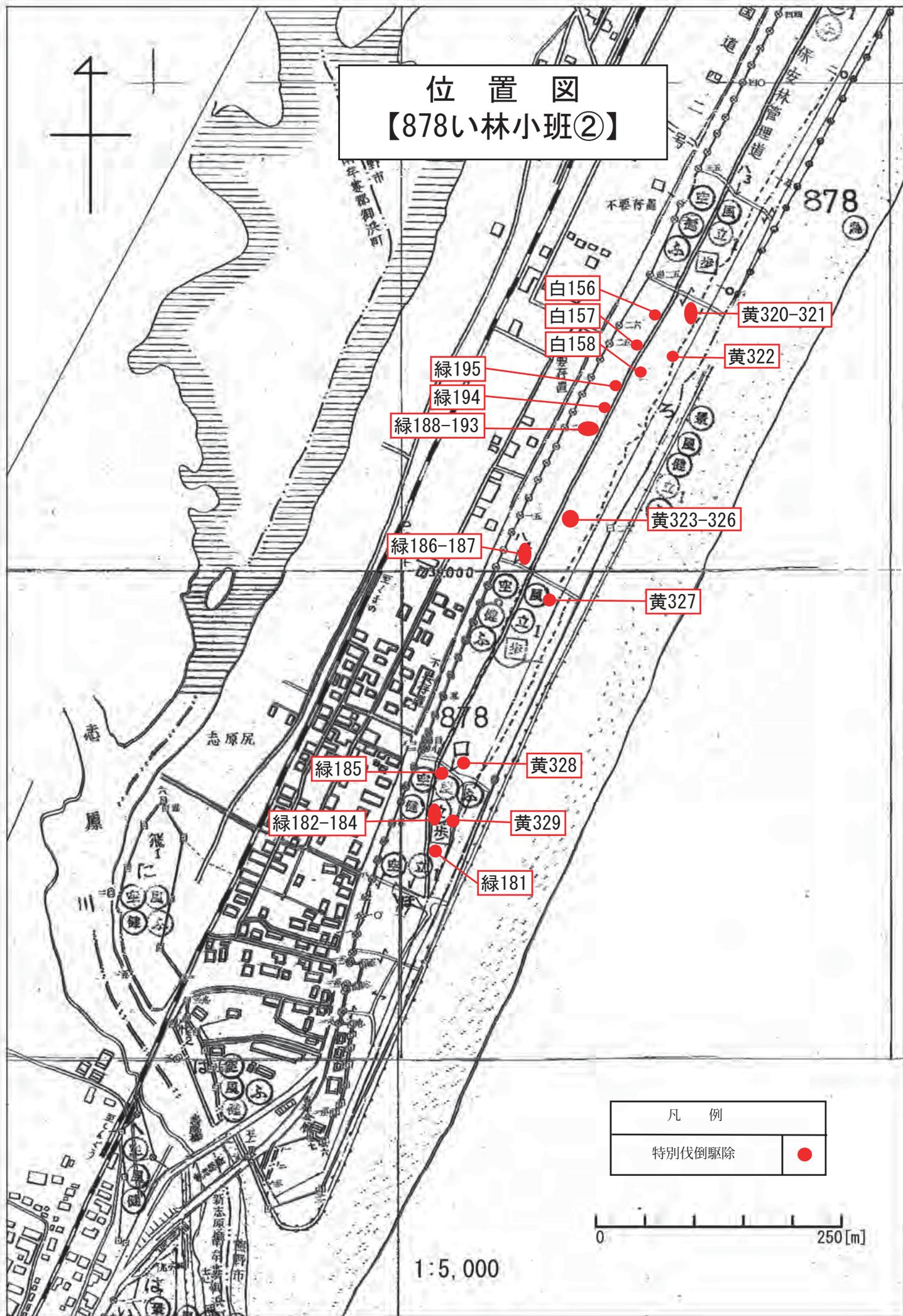
凡例	
特別伐倒駆除	



位置図
【877い①、ろ】

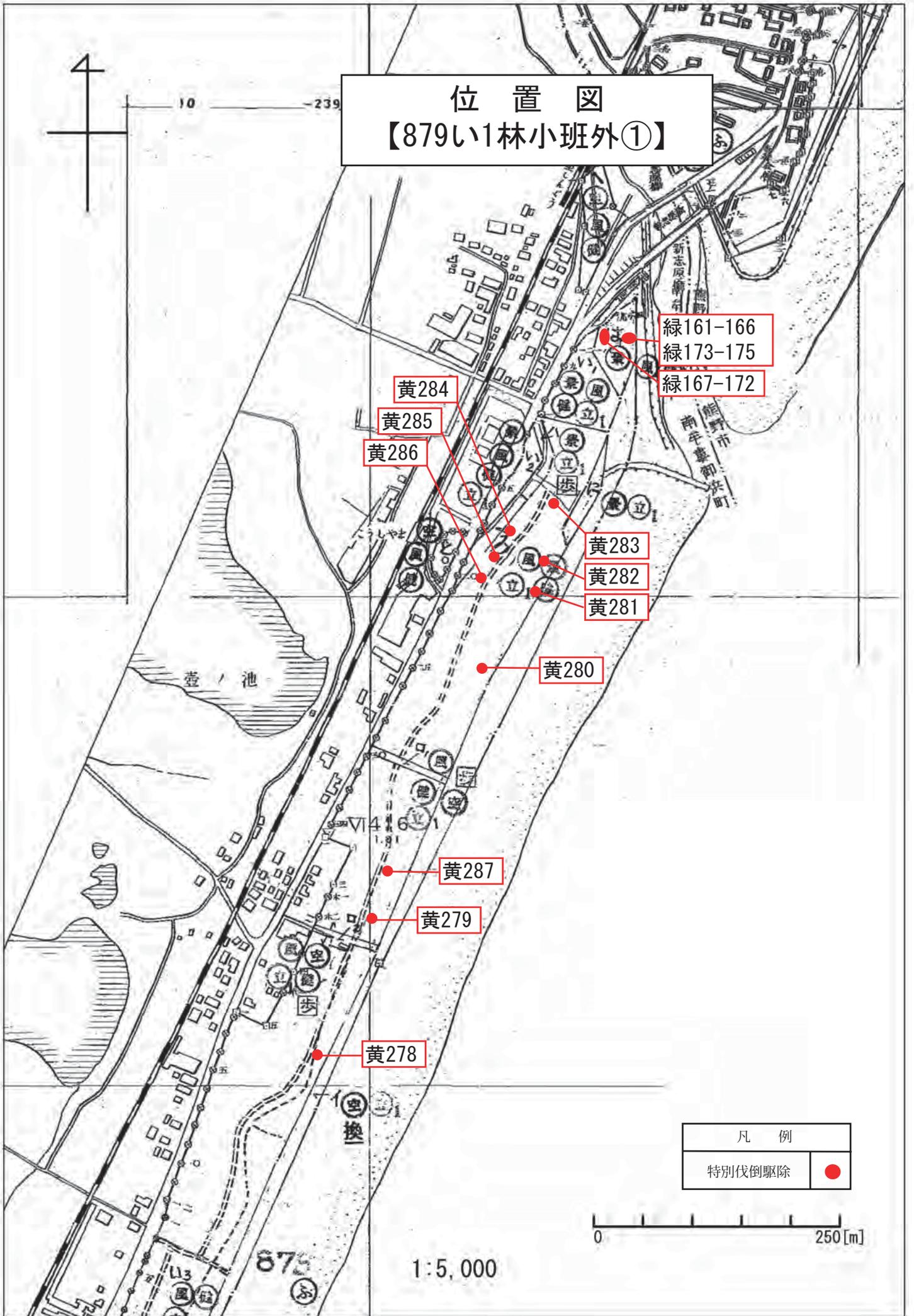


位置図 【878い林小班②】



凡 例	
特別伐倒駆除	●

位置図 【879い1林小班外①】

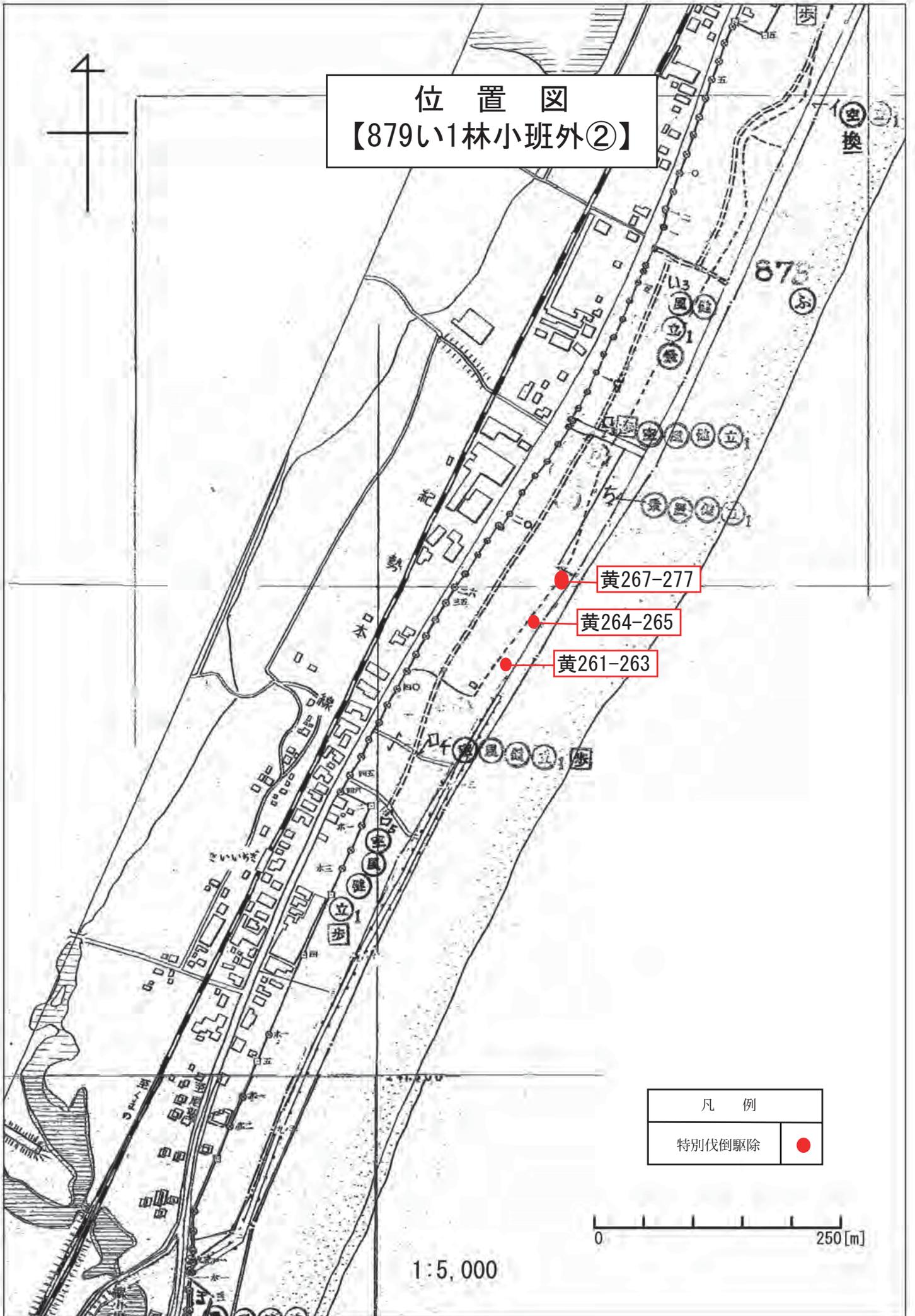


凡 例	
特別伐倒駆除	●

0 250 [m]

1:5,000

位置図
【879い1林小班外②】

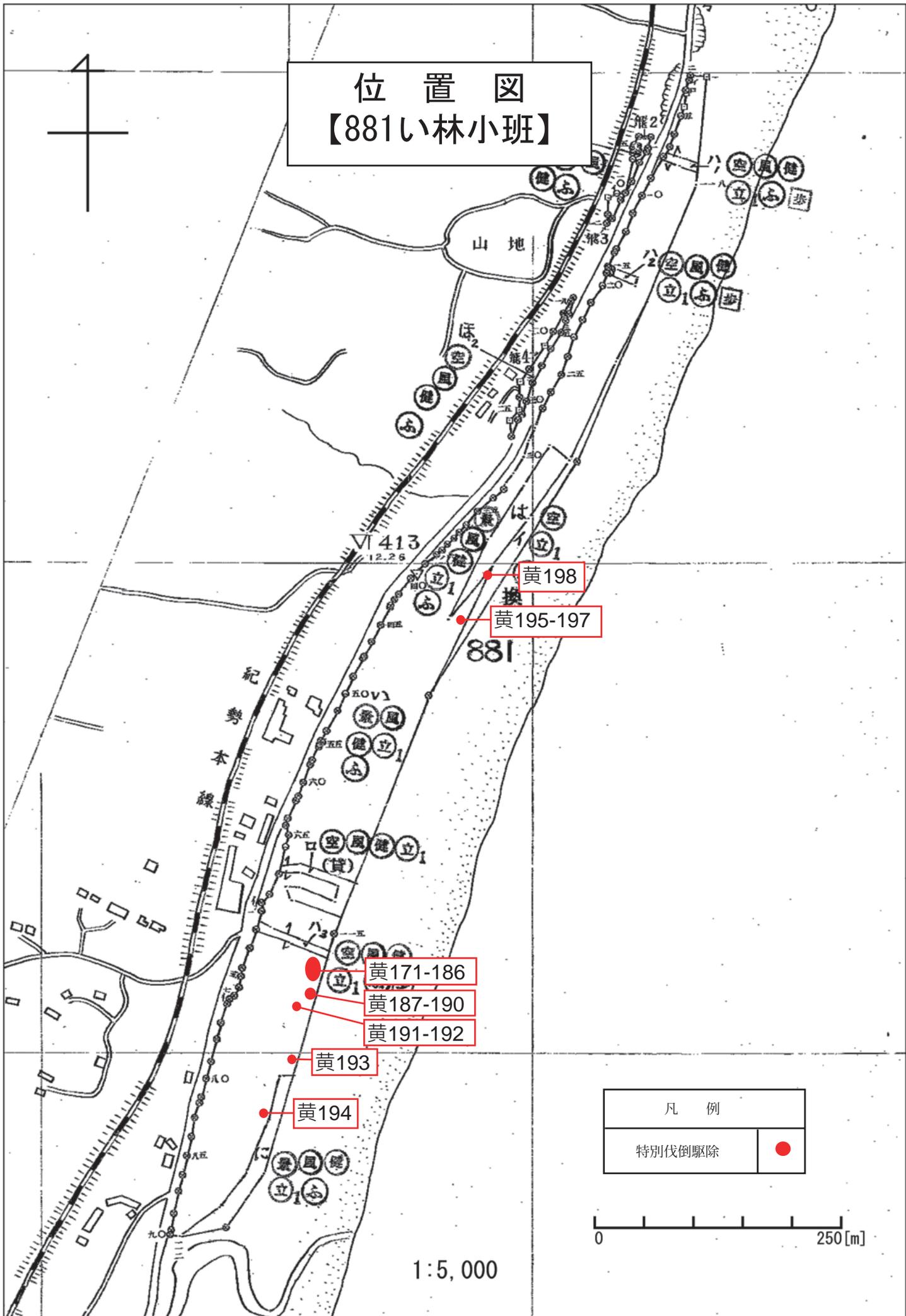


凡 例	
特別伐倒駆除	●

0 250 [m]

1:5,000

位置図 【881い林小班】

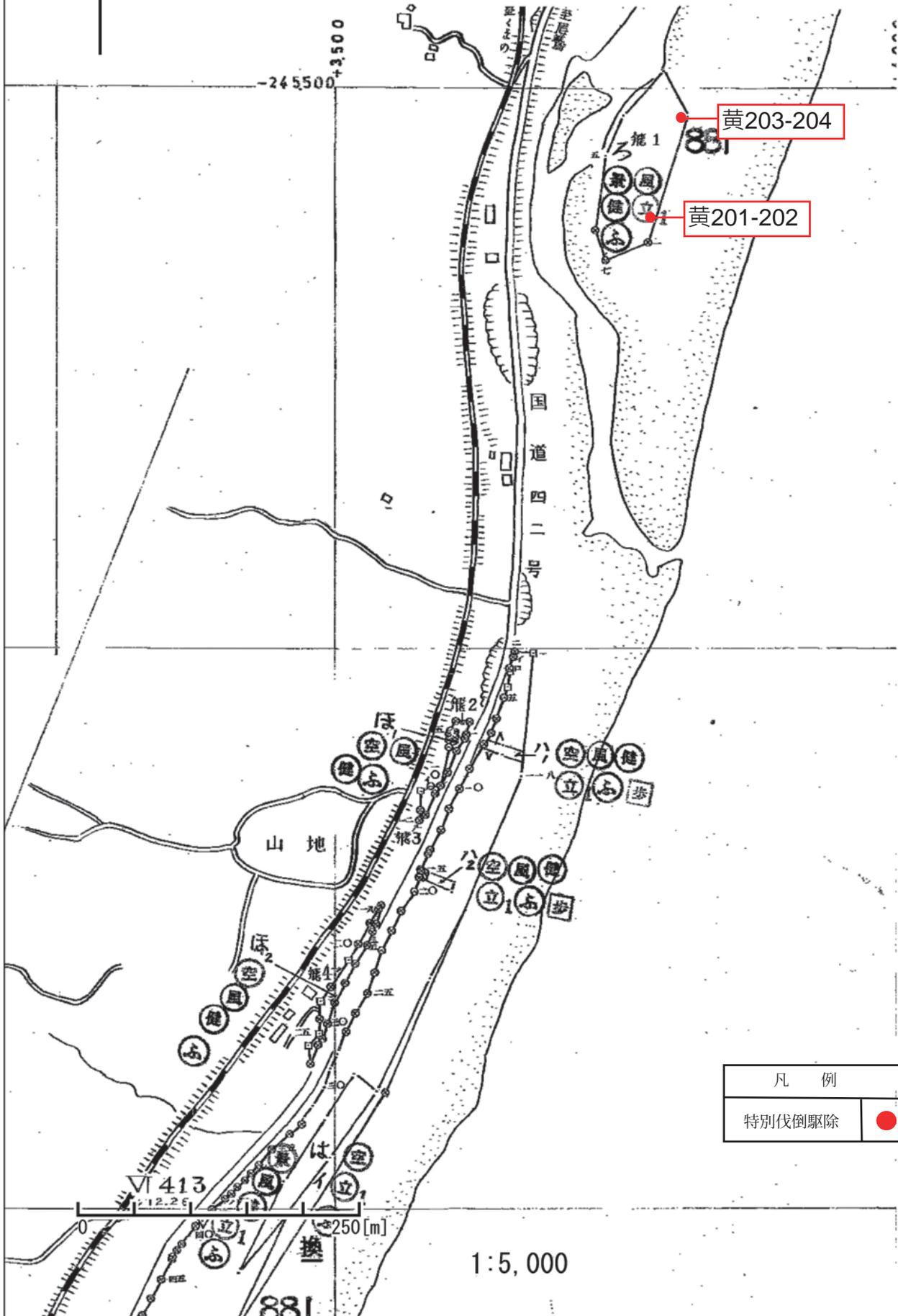
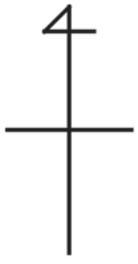


凡 例	
特別伐倒駆除	●

0 250 [m]

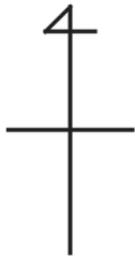
1:5,000

位置図 【881ろ林小班】

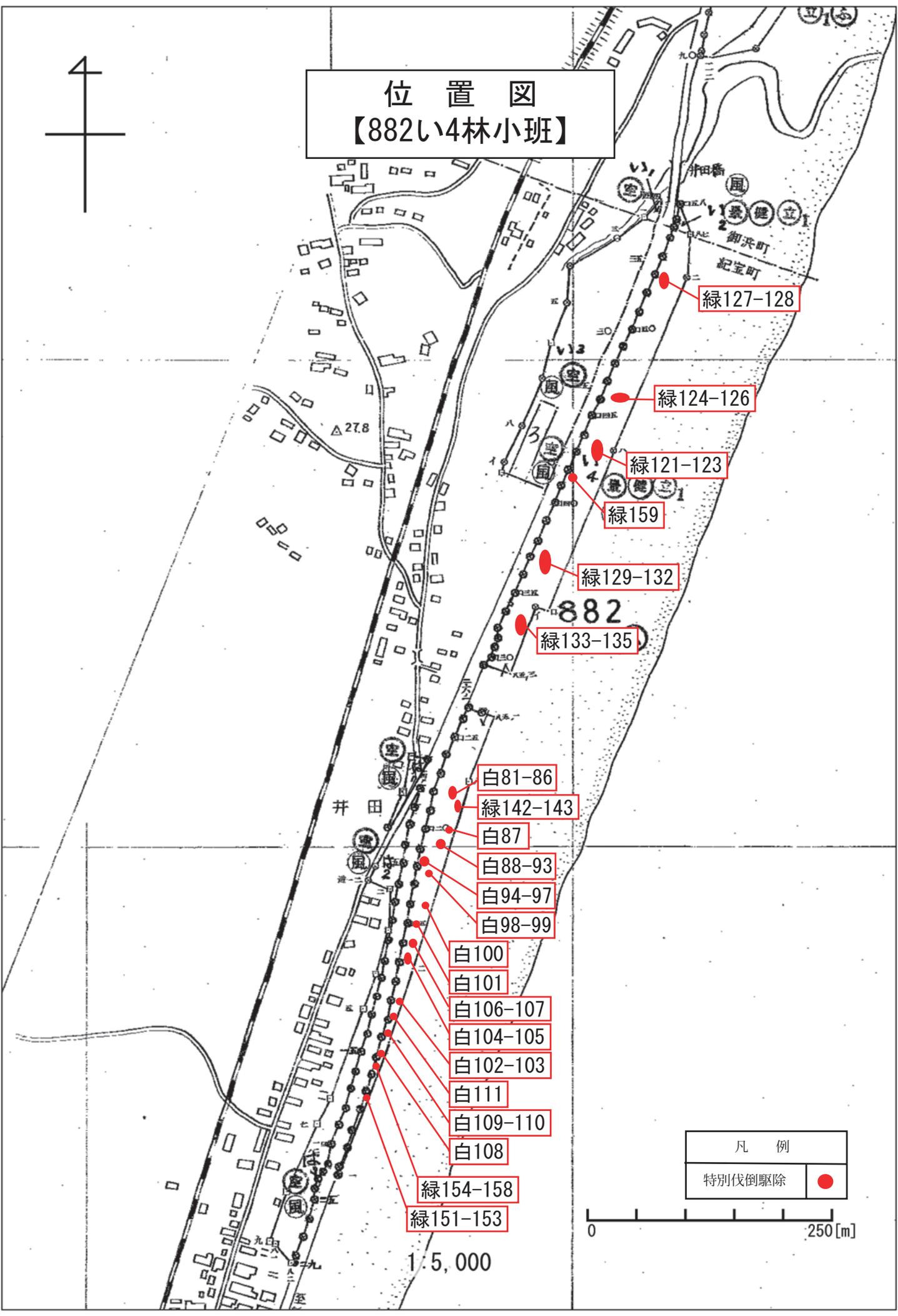


凡 例	
特別伐倒駆除	●

1:5,000



位置図
【882い4林小班】



緑127-128

緑124-126

緑121-123

緑159

緑129-132

882
緑133-135

白81-86

緑142-143

白87

白88-93

白94-97

白98-99

白100

白101

白106-107

白104-105

白102-103

白111

白109-110

白108

緑154-158

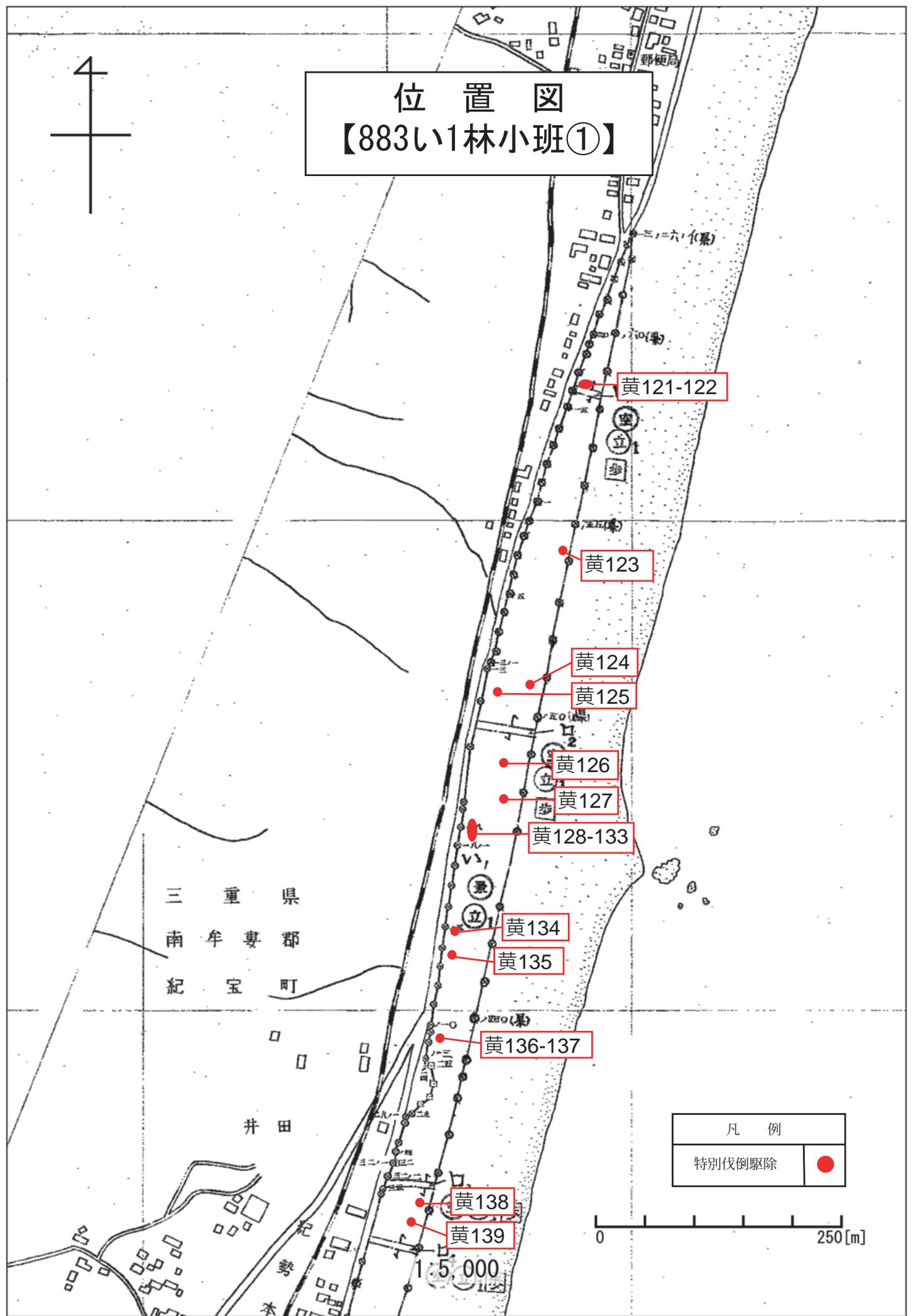
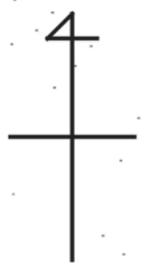
緑151-153

凡例	
特別伐倒駆除	●

0 250 [m]

1:5,000

位置図 【883い1林小班①】



三重県
南牟婁郡
紀宝町

井田

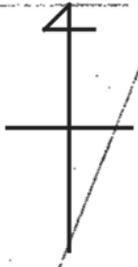
凡例	
特別伐倒駆除	●

0 250 [m]

1:5,000

紀 宝 町

位置図 【883い1林小班②】



井 田

勢
本
線

黄140

黄141

黄142

黄143-144

883

黄145

不要存置
二五(株)

黄146-148

黄149

黄150-151

黄152-153

黄154-155

黄158

黄156-157

黄159-160

黄161-164

黄165

黄166

V412
21.7

外松原

保安林管理道

凡 例

特別伐倒駆除



1:5,000

入札者注意書

入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
8. 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
9. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づきます。
10. 入札締め切り時刻をすぎて提出した入札書は、受理しない。
11. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札。
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
 - ④ 郵便入札にあつては、郵便入札書が定められた入札の締切時刻までにその場所に到達しなかったもの。
 - ⑤ 事業内訳書の提出がないもの。
 - ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札。
12. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
13. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
14. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、当発注機関の指定した職員を立ち合わせて開札する。この場合、入札者は異議の申し立てはできない。

15. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行なうことがある。
16. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
17. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
18. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
19. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
20. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
21. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
22. 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
23. 入札を辞退した者はこれを理由として、以降の競争参加資格の審査等について、不利益な取扱いを受けることはない。
24. 入札者が入札を辞退するときは、入札執行前にあつては、入札辞退届を持参または郵送（配達記録が残るものに限る。）により、入札執行前に提出すること。

また、入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出すること。
25. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

事業名：七里御浜国有林森林整備事業(保護)

作業種	国有林	林小班	実行数量		産業廃棄物処理数量(t)	作業期間	林分条件		作業条件			備考
			本数(本)	材積(m ³)			傾斜	植生量	作業手段	人員輸送距離(往復・km)	通勤時間(往復・分)	
特別伐倒駆除 (松くい虫 被害木処理)	七里御浜	877L1	12	0.62	0.62	契約の翌日～ 平成29年3月15日	易	中	機械	6.8	33	
		877L3	7	0.30	0.30		易	中		6.2	16	
		878L1	92	5.37	5.37		易	難27%中73%		9.4	36	
		879L13	27	1.71	1.71		易	中		8.0	29	
		879L14	15	0.97	0.97		易	難		6.8	18	
		880L1	7	0.48	0.48		易	中		0.2	4	
		881L1	28	1.80	1.80		易	中		9.2	23	
		881L3	4	0.25	0.25		易	易		7.2	31	
		882L14	57	2.14	2.14		易	難65%易35%		9.8	31	
		883L11	25	1.34	1.34		易	中		6.2	23	
		883L12	21	0.69	0.69		易	中		3.2	11	
		計		295	15.67		15.67					

紀 勢 国 道 事 務 所
様 式 等

作 業 届

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

紀勢国道事務所
熊野維持出張所長 殿

住 所 _____
氏 名 _____ 印
(担当者氏名) _____
TEL _____
(請負業者名) _____
TEL _____

別記条件書を承諾の上、作業する旨お届けします。

記

- 作業場所 一般国道42号 (_____ kp～ _____ kp)
三重県 _____ 地先～
- 工事期間 自) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分～ ____ 時 ____ 分
(予備日含む)
至) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分～ ____ 時 ____ 分
通行規制 有・無
規制種別 本線・路肩・歩道
- 作業内容

- 理 由 (何故国土交通省の管理区域内で作業するか)

- 添付図書(添付する書類にチェックして下さい)
 位置図 断面図 交通規制図(工事看板等)
 平面図 構造図 作業(施工)方法(手順)図

条件書

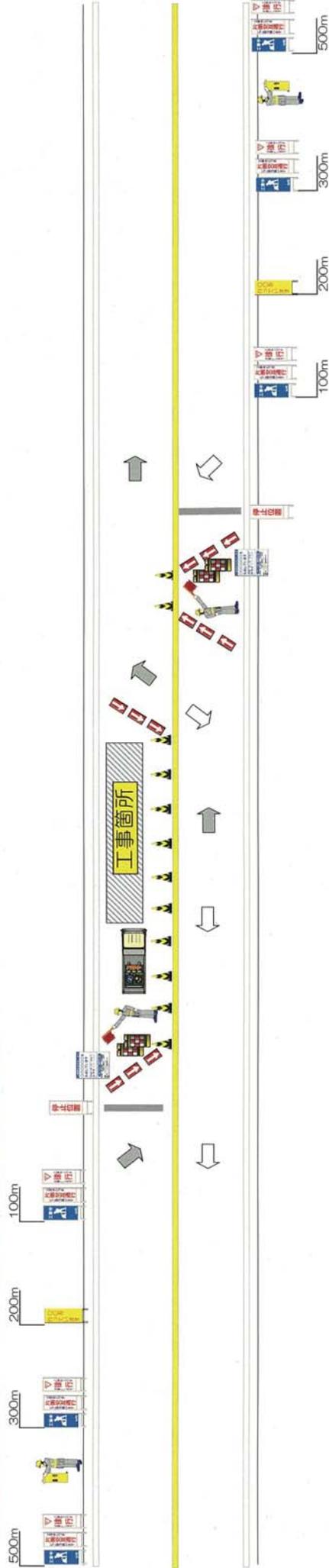
1. この作業に関する一切の費用は、道路法57条の規定により申請者の負担とする。
2. 一般交通の安全を確保し、作業すること。また、必要に応じ、安全施設、交通整理員を配置すること。
3. 器材、その他土砂等を路上等に放置し、交通に支障を与えないこと。
4. 器材、その他土砂等の搬出、搬入にあたっては、一般交通に支障とならないよう十分注意するとともに、積載量については法令を遵守し、運搬中においては飛散防止に努め、路面を汚した場合は、即時清掃すること。
5. この作業により道路へ損害を与えたとき、又は第三者と紛争を生じたときは、作業者の責において損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
6. この作業の完了に伴い、この作業で道路敷地へ設置した施設は、別に指示のない限り国に帰属するものとする。
7. 道路施設に損傷を生じた場合は、原形復旧すること。
8. 条件書に記載されている内容及び条件に違反したときは、条件の受理を取り消すことがある。

紀勢国道事務所 維持出張所統一 交通管理図

国道42号を片側交互通行・車線規制する場合の交通管理図を下記のとおり統一したので、今後の道路管理工事・占用企業者の交通規制はこれによりますようお願いいたします。
尚、安全を考慮し看板を追加設置していただくことは何ら問題がないことを申し添えます。(下記はあくまでも最低限、配置していただく内容と考えてください。)

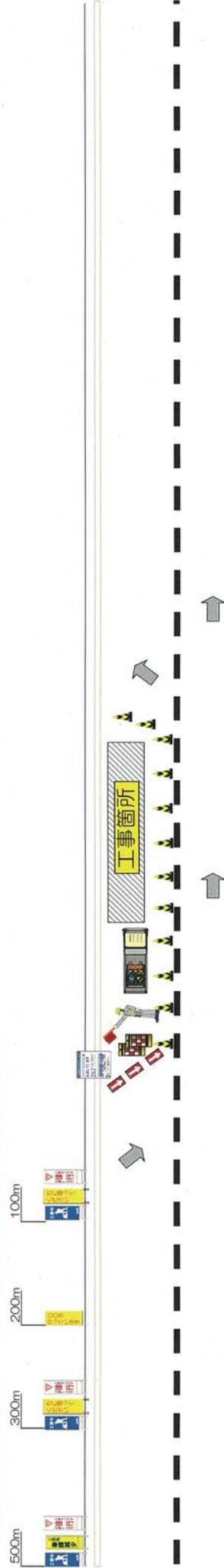
【片側交互通行】標準図

- ※松阪市管内
- ・規制が2日以上の場合 : 2,000m・1,000mの箇所に「OOm先工事中」の看板を設置すること。
 - ・規制が半日以上2日未満の場合 : 1,000mの箇所に「OOm先工事中」の看板を設置すること。



【車線規制】標準図

- ※松阪市管内
- ・規制が2日以上の場合 : 2,000m・1,000mの箇所に「OOm先工事中」の看板を設置すること。
 - ・規制が半日以上2日未満の場合 : 1,000mの箇所に「OOm先工事中」の看板を設置すること。



※注意事項

- 共通事項
 - ・200m地点には工事内容を示す看板「OO先行」を設置すること。
 - ・外側線から50m以内には看板を置かないこと。
 - ・路肩が狭く看板を置くことにより建線限界が確保できない箇所については、ガードレール添架等により設置すること。
 - ・先通しが悪い箇所については先行員を配置する。直線部で先通しが良い箇所は不要。
 - ・先行員の旗の記載内容は「この先規制中」とする。※旗の下部は黄色・文字は赤字とする。
 - ・長時間にわたる工事については「財源看板(御通行中の皆様へ)・テロ看板」等も設置すること。
 - ・未規制時に先行等を必要のない現場においては、カバア又は林工作中的のマグネットを基準など、目隠しをすること。

- 片側交互通行
 - ・100m・300m・500mの各地点には「OOm先工事中」・片側交互通行・片側交互通行」の3枚1組を設置する。
 - ・急カーブが連続する区間では、先行員を2名配置することを検討し、配置にあたっては監視設備を設置すること。
 - ・規制延長が長く、1回当たりの待ち時間が長い箇所については、待ち時間を記載した看板を設置することが望ましい。
 - ・峠部などにおいて、見通しが悪いために規制延長を長くしている場合は、その旨を記載した看板を設置することが望ましい。
- 車線規制
 - ・100m・300m・500mの各地点には「OOm先工事中」・《車線減少及び右・左によってください》・「先行」の3枚1組を設置する。

「道路工事現場の標示板」(参考)

平成18年3月31日付付、国道第37号・国道第205号(本宮道路
別) 区、道路工事現場における標示板等の設置基準の一部改正) 通知に基づき
設計すべき標示板



(「道路工事現場の標示板」(参考)の標示板)

注1、上図例は、平成18年3月31日付、事務連絡(本宮 道路局建設課 道
路利用管理課長補佐、国道防犯課長補佐)によるものである。
(注:右側の「工事情報看板」(「工事説明看板」も同様である。))

2、事前下向に用いるときは、下図例のような字幅を確保して標示する。
例、この場合は、「ご迷惑をおかけします」(白)と「行っています」(黒)とある部分
は、(「行っています」の「行」の字幅を確保し、施工期間にもとより半上
下にする。(「行」の字幅を確保し、施工期間にもとより半上下
にする。))の字幅を確保し、施工期間にもとより半上下
にする。



参考例

3、標識板、その他
平成18年3月31日付付、事務連絡(本宮 道路局建設課 道
路利用管理課長補佐、国道防犯課長補佐)による要旨

- (1) 標識の「運賃」は、市況区間外の国道(地方公共団体)にも適用とな
る。
- (2) 関係公法手業者への案内
- (3) 標識の「運賃」は、市況区間外の国道(地方公共団体)にも適用とな
る。
- (4) 標識の「運賃」は、市況区間外の国道(地方公共団体)にも適用とな
る。
- (5) 工事標示板、保存標識等の適切な管理
道路利用管理の道路工事に関する標識の向上を妨げず、維持管
理、清掃等に努めること。

「工事情報看板」及び「工事説明看板」(参考)

平成18年3月31日付付、国道第38号・国道第206号(本宮道路
別) 区、国道工事現場における工事情報看板及び
工事説明看板の設置について)に基づき設計すべき標示板



(様式1) 工事情報看板 (道路補修工事)



(様式2) 工事説明看板 (道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板 (占用企業工事)



(様式4) 工事説明看板 (占用企業工事)

工事情報及び工事説明看板について

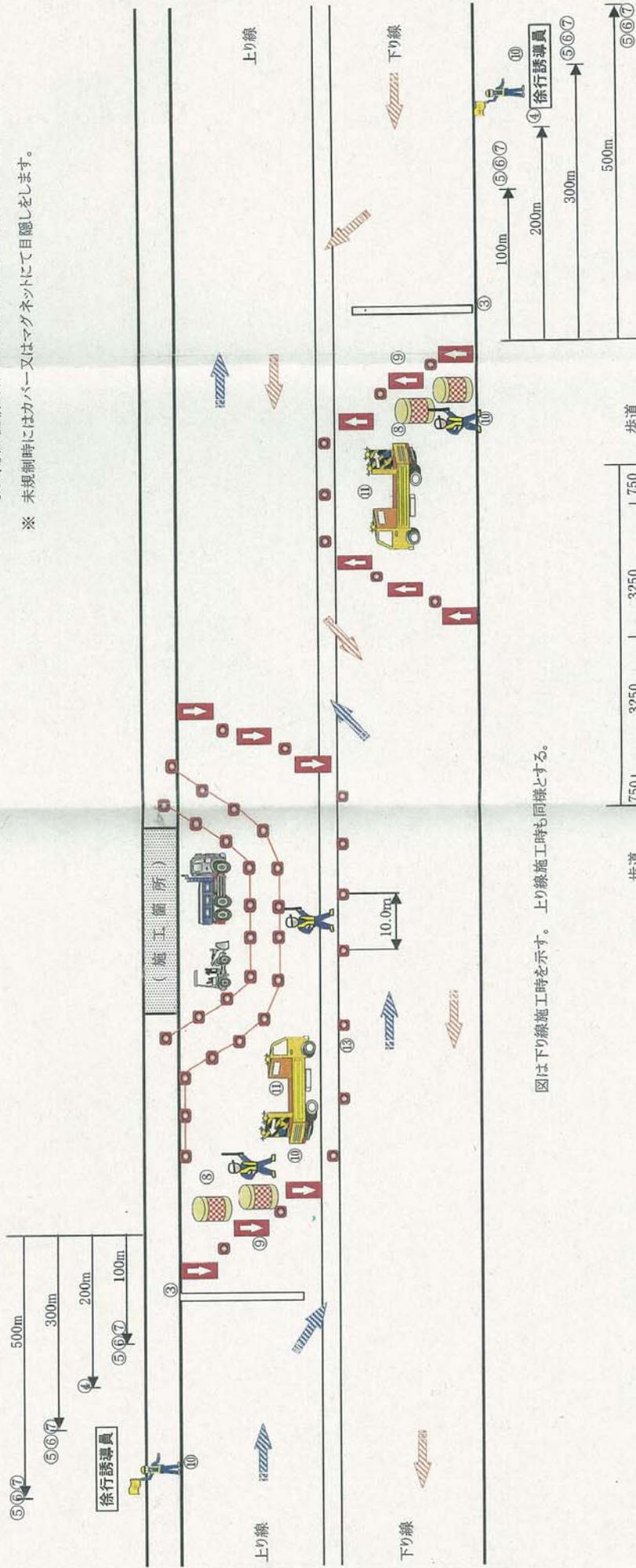
- 注1、この看板は、国道通行者(ドライバー)向けではなく、歩行者等(歩道
の人々や歩行者)に利用案内を提供するためのもので、歩行者等が相当限
度以上あって、歩道も広いなどの現地条件のある工事現場で設置する。
例、歩道のないような歩道区間がない場合は、可視距離を確保して
設置する。
- 注2、表示内容中、「道の相談室」(問い合わせ受付)欄は、現在市町村が建設課
内で運用していないので、「道の相談室」とは別に、これに該当する「ホームページ」引
き出ししている場合は、道路管理担当官の了解を得て、その「ロゴ」を
組み込み、「電話番号」を明示して差支えない。

工事名	
施工箇所名	
図面の種類	交通管理図(7-7)
図 尺	図面番号
事業名	

交通処理計画 (片側交互通行)

歩道施工時

- ※ 見通しが悪い箇所については徐行員を配置する。
なお、旗の記載内容はこの先規制中とする。
- ※ 未規制時にはカバー又はマグネットにて目隠しをします。



図は下り線施工時を示す。上り線施工時も同様とする。

